

荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金に係るQ&A（令和6年度）

カテゴリー	No.	質問	回答
補助対象	1	子どもが荒川区外に住民登録をしていますが、荒川区立の小・中学校に在籍しています。補助金の申請をすることはできますか。	できません。児童生徒が荒川区立小・中学校に在籍し、かつ、荒川区の区域内に住所を有していることが必要です。
補助対象	2	子どもが荒川区内に住民登録をしていますが、私立の小・中学校に在籍しています。補助金の申請をすることはできますか。	できません。児童生徒が荒川区立小・中学校に在籍し、かつ、荒川区の区域内に住所を有していることが必要です。
補助対象	3	フリースクール等を利用している子どもの保護者で利用料を負担していますが、保護者も荒川区民であることが必要ですか。	必要ありません。フリースクール等を利用されている児童生徒が荒川区民である場合は、その保護者を補助対象者とします。申請者（保護者）の居住地は問いません。
補助対象	4	オンラインのみで展開しているフリースクール等を利用する場合は補助対象になりますか。	なりません。週3日以上開所し、かつ、学校の授業時間内に児童生徒の受け入れができる施設に通所している場合が補助対象となります。但し、通所している施設が展開しているオンライン学習の利用料については補助対象となります。
補助対象	5	荒川区外のフリースクール等を利用していますが、補助対象となりますか。	なりません。但し、利用する児童生徒が荒川区立小・中学校に在籍し、かつ、荒川区の区域内に住所を有していることが必要です。
補助対象	6	荒川区以外の他の団体からフリースクール等の利用料補助金を受給していますが、荒川区の補助金にも申請することはできますか。	できます。但し、荒川区以外の団体（例：東京都等）から補助金の交付を受けた時は、その額を減じた額が補助対象経費となります。
補助対象	7	兄弟・姉妹でフリースクール等を利用している場合、それぞれの利用料が補助対象となりますか。	なりません。兄弟・姉妹それぞれ一人ずつの申請が必要です。児童生徒一人につき月額上限は2万円です。また、荒川区以外の団体（例：東京都等）から補助金の交付を受けた時は、その額を減じた額が補助対象経費となります。
補助対象	8	一人が複数のフリースクール等を利用していますが、それぞれの利用料が補助対象となりますか。	なりません。それぞれのフリースクール等に支出している利用料の合計額が対象となります。児童生徒一人につき月額上限は2万円です。但し、荒川区以外の団体（例：東京都等）から補助金の交付を受けた時は、その額を減じた額が補助対象経費となります。
補助対象	9	夏休み・冬休みや学校の休業日などに利用した場合の利用料は、補助対象となりますか。	なりません。但し、その期間の利用状況を把握するため、フリースクール等利用児童生徒通所状況報告書（第7号様式）を実績申請時にご提出ください。

カテゴリー	No.	質問	回答
申請手続	10	交付申請を行ってから補助金を受給するまでの流れを教えてください。	<p>以下の手順に沿って手続きをお願いいたします。</p> <p>&lt;STEP1 交付申請書の提出&gt;  【受付期間】  ●令和6年4月1日から9月30日までに利用開始した方：10月31日まで  ●令和6年10月1日以降に利用開始した方は、その利用開始した月の翌月末日まで（但し、令和7年3月に利用開始した場合は、3月31日まで）  【提出書類】  ①荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書（第1号様式）  ②荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金に係る確認書（学校・教育委員会用）（第2号様式）  ※②の「荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金に係る確認書（学校・教育委員会用（第2号様式）」は、在籍学校の学校長の確認印をもらったうえでご提出ください。  ③フリースクール等と保護者等との間で交わされた契約内容が分かる書類の写し</p> <p>&lt;STEP2 交付決定の受領&gt;  【交付決定となった方】  区から「荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付決定通知書（第3号様式）」が届きます。交付決定となった方には別途、補助金振込に関する口座情報登録「登録申請書（債権者・納入者）」の提出についてご案内をいたします。  【交付不決定となった方】  区から「荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金却下通知書（第4号様式）」が届きます。</p> <p>&lt;STEP3 実績報告書・請求書等の提出&gt;  【対象区分及び提出期間】  ●令和6年4月1日から9月30日まで利用分・・・・・・11月1日から12月20日まで  ●令和6年10月1日から12月31日まで利用分・・・・・・2月1日から3月20日まで  ●令和7年1月1日から3月31日まで利用分・・・・・・4月1日から4月15日まで  【提出書類】  ①対象区分に係る荒川区フリースクール等利用児童生徒支援補助金交付申請書実績報告書兼請求書（第6号様式）  ②荒川区フリースクール等利用児童生徒通所状況報告書（第7号様式）  ※②の「荒川区フリースクール等利用児童生徒通所状況報告書（第7号様式）」は利用施設に作成をお願いした後、在籍学校の学校長の確認印をもらったうえでご提出ください。  ③荒川区以外の団体からの受けた補助の額を確認することができる書類の写し（ただし、該当がある場合のみ）  ④領収書やその他のフリースクール等利用に関する対象区分ごとの補助対象経費の金額が確認できる書類の写し</p> <p>&lt;STEP4 補助金額の確定、払い込み&gt;  STEP3で提出された実績報告書等の審査した後、特段の不備等が無ければ、確定した額を指定口座（STEP2でご案内する「登録申請書（債権者・納入者）」で指定された口座）にお振込みします。</p>
申請手続	11	申請は郵送でも受け付けていますか。また記入内容を訂正したい時はどうすれば良いですか。	現在、郵送でのみ受け付けております。封書に赤字で「フリースクール等補助金利用児童生徒支援補助金申請書在中」と記載してください。申請書類は区ホームページよりダウンロードしてください。

カテゴリー	No.	質問	回答
申請手続	12	申請書等に記入の際の注意点を教えてください。	消せる筆記具での記入は厳禁といたします。また訂正の際には、該当箇所 に二重線をお引きの上、訂正印を押していただくようお願いいたします。 修正液等の使用も厳禁といたします。
申請手続	13	交付申請時に必要な確認書(第2号様式)をフリースクール等に 作成してもらった後の流れを教えてください。	児童生徒の在籍学校の学校長の確認印を受領してください。その後、フ リースクール等との契約内容が分かる書類の写しと共に、申請をお願いい たします。
申請手続	14	交付申請や実績報告申請等の申請期限を過ぎてしまいました が、遡って申請はできますか。	できません。他の補助対象者への交付手続きへの影響もありますので、申 請期間中でのご提出をお願いいたします。
経費	15	入会金やテキスト代、体験活動費、付帯設備料など、利用料と は別で請求される費用は、補助金の対象経費となりますか。	なりません。利用料（児童生徒に対する支援の提供に係る対価）として徴 収される金額のみが補助対象経費となります。
経費	16	実績報告申請時に利用料を支払ったことを証明する書類等の提 出は必要ですか。	必要です。なお、令和6年度の実績報告申請は3期に分けて行います。実 績申請時に「領収書もしくはその他のフリースクール等利用に関する対象 区分ごとの補助対象経費の金額が確認できる書類の写し」のご提出をお願 いいたします。 ※No.10の回答<STEP3>も併せてご参照ください。
経費	17	補助金の振込先として金融機関の指定はありますか。	原則、国内の金融機関であれば特段の指定は無く対応は可能です。
経費	18	実績報告申請後、どのくらいの期間で補助金が支払われます か。	申請内容に不備が無ければ、1カ月半程度で指定口座へ入金されます。
その他	19	本事業は次年度も継続しますか。	次年度の継続は未定です。